



（注1）設備・機器については、全体が写った写真を貼付する。

（注2）建築物飲料水水質検査業については、検査室の構造図及び機械器具の配置図を記入又は添付する。

（注3）建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業及び建築物ねずみ昆虫等防除業については、保管庫の保管状態が確認できる写真を貼付し、設置場所位置及び構造図を記入又は添付する。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。